

社会福祉法人健誠会 役員等報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人健誠会(以下「この法人」という。)の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第十五条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費)等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

- 第3条 理事長以外の理事(以下「その他理事」という。)が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(理事長の報酬等)

- 第4条 理事長が法人及び施設の運営業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

- 第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(兼務役員)

- 第6条 法人の職員を兼務するその他理事は、この規程は適用しない。

(報酬及び費用弁償の支給日)

- 第7条 理事長の報酬は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土曜日、日曜日又は祝祭日にあたる時は、25日より前において支払うものとする。
- 2 その他理事、監事及び評議員の報酬並びに費用弁償は、発生日の翌月25日に支払うものとする。なお、支給日が土曜日、日曜日又は祝祭日にあたる時は、25日より前において支

払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第8条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。
2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は令和元年9月26日から施行する。

令和2年6月30日一部改訂(別表2 理事長報酬)

別表 1

名称	報酬(※)
理事会 出席報酬	10,000 円／日
評議員会出席報酬	

※上記の額に源泉徴収額による課税額を加算した額を報酬額とする。

費用の弁償として交通費

片道距離数	支給額
10km 未満	500 円
10km 以上 20km 未満	1,000 円
20km 以上 30km 未満	1,500 円
30km 以上 40km 未満	2,000 円
40km 以上 50km 未満	2,500 円
50km 以上 60km 未満	3,000 円
60km 以上 70km 未満	3,500 円
70km 以上 80km 未満	4,000 円
80km 以上 90km 未満	4,500 円
90km 以上 100km 未満	5,000 円

100km 以上は 1kmあたり 50 円を加算する。

別表 2

名称	報酬
理事長報酬	月額 300,000 円